介護予防・日常生活支援総合事業
（デイサービスセンター野辺山）利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「利用者」という。）と南牧村デイサービスセンター野辺山事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章　総則

第1条　（契約の目的）

事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように利用者の生活機能の維持又は向上をめざして支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める介護予防通所介護サービスを提供します。

2　事業者が利用者に対して実施する介護予防通所介護サービスの内容、利用日、利用時間等の事項（以下「介護予防通所介護計画」という。）は、別紙「（サービス利用書）」に定めるとおりとします。

第2条　（契約の期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第3条　（介護予防通所介護計画の決定・変更）

事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の介護予防通所介護計画を作成するものとします。

2　サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の介護予防通所介護計画に定めます。但し、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

3　事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、介護予防通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、介護予防支援事業者を紹介する等介護予防サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

4　事業者は、介護予防通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

5　事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、介護予防通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、介護予防通所介護計画を変更するものとします。

6　事業者は、介護予防通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条　（介護予防・日常生活支援総合事業サービス）

事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業サービスとして、事業所において、利用者に対して日常生活上の支援及び機能訓練を提供するものとします。

第5条　（介護保険給付対象外サービス）

事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスを提供するものとします。

2　前項の他、事業者は、食費、理美容のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3　前２項のサービスについて、その利用料は利用者が負担するものとします。

4　事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対して分かりやすく説明するものとします。

第二章　サービスの利用と料金の支払

第6条　（サービス利用料金の支払）

事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護予防サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

2　利用者は、要支援状態区分に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び介護予防サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援認定後又は介護予防サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い。））

3　本サービス利用料は日額制とします。

1）ケアプランの計画によって金額が異なります。

4　第5条第1項及び第2項に定めるサービスについて、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

5　前項の他、利用者は食事及び入浴の提供にかかる費用と利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費を事業所に支払うものとします。

6　前4項に定めるサービス利用料金は１か月ごとに計算し、利用者は翌月20日までに支払うものとします。

第7条　（利用日の中止・変更・追加）

1　利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

2　事業者は、利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防通所介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防通所介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額しません。

3　事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日のサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

第8条　（利用料金の変更）

1　サービスの利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2　サービスの利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2カ月前までに説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3　利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章　事業者の義務

第9条　（事業者及びサービス従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2　事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、利用者から聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3　事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

4　事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条　（守秘義務等）

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2　事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3　前2項にかかわらず、利用者に係る居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、サービス提供開始時にあらかじめ利用者及び家族に十分な説明の上同意を得ておくことにより、利用者又は利用者の家族等の個人情報を提供することができるものとします。

第四章　利用者の義務

第11条　（利用者の施設利用上の注意義務等）

利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2　利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3　利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章　損害賠償（事業者の義務違反）

第12条　（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条　（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

2　利用者が、サービスの実施あたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

3　利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

4　利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

第14条　（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章　契約の終了

第15条　（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

1）　利用者が死亡した場合

2）　要介護認定又は要支援認定により利用者の心身状況が要介護又は自立と判定された場合

3）　事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

4）　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

5）　事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

6）　第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2　事業所は、前項一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条　（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

2　利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

1）　第8条第3項により本契約を解約する場合

2）　利用者が入院した場合

3）　利用者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第17条　（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

1）　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。

2）　事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合。

3）　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重要な事情が認められる場合

4）　他の利用者が利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

第18条　（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます

1）　利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

2）　利用者による、第６条第１項から第４項に定めるサービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

3）　利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

4）　利用者、その家族、関係者が、事業者は職員、他の利用所の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合。

［本項目に該当する具体例］

セクシャルハラスメント行為・暴力行為、脅迫行為、侮辱行為、誹謗中傷、感情的、理不尽な要求、威圧的、攻撃的な言動、悪意、敵意ある言動、悪質な流言飛語、虚言等により、職員、他の利用者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となった場合

第19条　（精算）

第15条第１項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章　その他

第20条　（苦情処理）

事業者は、利用者からの相談・苦情に対して、受け付ける窓口を開設して適切に対応するものとします。また、事業者は苦情等を述べた利用者に対して不利益な扱いをしてはならないものとします。

第21条　（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保持するものとします。
又、事業者は利用者に対し【別紙　重要事項説明書】に基づいて、重要な事項を説明し利用者は、重要な事項の説明を受けました。

契約締結日　令和　　年　　月　　日

事　業　者　住 所　　長野県南佐久郡南牧村野辺山字喜峯ｶﾞ丘65-3
事　業　名　社会福祉法人　ジェイエー長野会
南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山

管理者氏名　施設長　　柴崎　好広

利　用　者　住 所

氏 名

（代 理 者）　住 所

氏 名

事業所が、指定介護予防支援事業者等関係機関との連携を図るため、利用者に係る情報を用いる事に同意します。

利　用　者　氏 名

「介護予防・日常生活支援総合事業」
南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山

【別紙　重要事項説明書】

あなたに対する、介護予防・日常生活支援総合事業　（以下「総合事業」という）の
提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、あなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1　事業者

事業の名称	社会福祉法人　ジェイエー長野会
所在地	長野市大字南長野北石堂町1177-3
種別	社会福祉法人
代表者	理事長　上原　孝義
電話番号	026-223-0533

2　利用施設

施設の名称	南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山
所在地	長野県南佐久郡南牧村大字野辺山字喜峯ケ丘65-3
管理者	施設長　柴崎　好広
電話番号	0267-91-1155
ＦＡＸ番号	0267-98-5188

3　利用施設であわせ実施する事業

事業所の種類		長野県知事の事業所指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	指定介護老人福祉施設	令和2年4月1日	2072000173	80　人
居宅	短期入所生活介護	令和2年4月1日	2072000173	19　人
〃	介護予防短期入所生活介護	平成30年4月1日	2072000173	
〃	地域密着型通所介護	令和3年4月1日	2072000355	18　人
〃	介護予防・日常生活支援総合事業	令和3年4月1日	2072000355	

4　事業の目的と運営の方針

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の支援、相談及び援助、利用者の生活機能の維持又は、向上を目指して、その他の日常生活の世話、健康管理及び療養上の世話をします。
また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供するとともに、地域や家庭との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。

5　南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山の概要

総 敷 地 面 積　　36，535㎡
建　物　構　造　　鉄筋コンクリート造平屋建
延 べ 床 面 積　　764.4㎡
利　用　定　員　　18名

(1)　施設の概要

定　　員	18名
食堂・機能訓練室	１室（107.2㎡）
デイルーム	１室（54.4㎡）
静養室	１室（2床）
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります
他	トイレ、給湯コーナー等

(2)　職員体制（主たる職員）

職　　種	員数	常　勤	非常勤	事業所の指定基準
施　　設　　長	1	1（兼務）		1
生 活 相 談 員	1	1		1
管 理 栄 養 士	1	1（兼務）		
事 務 員・運 転 手	1	1（兼務）		
介　護　職　員	4	4	1	1
看　護　職　員	1		1	1
機能訓練指導員	1		1	1

(3)　営業日及び営業時間

営業日　　月曜日から土曜日及び祝日
休　日　　日曜日、12月30日～1月3日
開所時間　　午前8時00分～午後5時00分
サービス提供時間　　通　常：午前8時00分～午後5時00分

6　サービスの内容

(1)　居　室

南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山内

(2)　共通的サービス

利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて、食事・入浴・排泄などの必要な支援を行います。

1　入　浴

原則として毎回ご利用いただけます。

2　食　事

昼食　　11時30～

3　送　迎

朝・夕の送迎を毎回行います。

4　健康管理・相談

毎回看護師が検温・血圧・脈拍を測定し、健康管理を行います。また、いつでも健康相談サービスを受けることができます。

5　生活相談

常勤の生活相談員に日常生活に関することも含めて相談できます。

(3)　選択的サービス

アクティビティサービス

集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

7　料金

(1)　＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要支援度に応じて異なります。）

1)　基本サービス料

（1割負担）

	事業対象者(週1回) 要支援1	事業対象者(週2回) 要支援2
1.　ご利用回数	1回～4回 4,360　円 5回以上 16,720　円	5回～8回 4,470　円 9回以上 36,210　円
2.　うち、介護保険から給付される金額	1回～4回 3,924　円 5回以上 14,928　円	5回～8回 4,023　円 9回以上 32,589　円
3.　サービス利用に係る自己負担額（１－２）	1回～4回 436　円 5回以上 1,798　円	5回～8回 447　円 9回以上 3,621　円

※町村発行の負担割合証に応じて1割から3割の負担となります。

利用料の自己負担額は「介護報酬告示上の額」となります。

2)　サービス提供体制強化加算Ⅰ1（要支援1）　88円

サービス提供体制強化加算Ⅰ2（要支援2）　176円

3)　介護職員処遇改善加算（1ロ）　所定単位数の12.7%

基本料金の1）介護福祉施設サービス費及び(2)加算料金のうち該当する項目を合算し金額に乗じて得た金額を負担いただきます。

4)　科学的介護推進体制加算　４０円

入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すにあたり、情報の活用を行うこと。

5)　送迎減算　-47円

送迎を行わない場合（利用者様がご家族の送迎で通所する場合）に送迎未実施に係る減算の対象となります。

6)　ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

7)　ご利用者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。

8)　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

１１　その他の料金

・食　費	１　日	６００円
・入浴代	１　回	３００円
・その他の日常生活費	実　　費	

(2)　その他

医療費、行事参加費は、別途負担いただきます。

(3)　支払方法（契約書第6条）

料金、費用は1カ月ごとに計算し、翌月中旬までに前月分の請求をいたします
20日までにお支払いください。

※　お支払い方法は、ＪＡ振り込み、ＪＡ自動口座振替、現金の三通りのなかから契約の際にお選びいただけます。
ただし、現金でのお支払いは月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時30分の間にお願いします。

8　利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

(1)　利用予定日の前に、ご利用者の都合により、総合事業サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

(2)　月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、総合事業サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

(3)　利用者の体調不良や状態の改善等により総合事業計画に定められた期日よりも多か場合であっても、日割りでの割引又は増額しません。

(4)　ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、総合事業事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

(5)　月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

1　月途中に要介護から要支援に変更となった場合
2　月途中に要支援から要介護に変更となった場合
3　同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

(6)　月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

(7)　サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

9　施設利用に関する事項

(1)　喫　煙　　指定の場所において、自由です。

(2)　設備・器具の利用　　身体の状況に合わせ、自由に利用できます。

(3)　金銭・貴重品の管理　　多額の金品はご遠慮ください、責任を負いかねます。

10　緊急時の対応方法　　(契約書第9条の4)

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

(1)　緊急連絡先

氏　　名		続　柄	
住　　所			
電話番号		携帯電話	

氏　　名		続　柄	
住　　所			
電話番号		携帯電話	

(2)　かかりつけ医及び主治医

かかりつけ医	
主　治　医	

11　非常災害対策

(1)　防災時の対応　　指定通所介護ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山防災計画に基づき、迅速に対応します。

(2)　防　災　設　備　　建築基準法及び消防法による消防設備が完備しています。

(3)　防　災　訓　練　　年間２回以上の防災訓練を実施します。

(4)　防災責任者　　管理者

12　サービス内容に関する相談・苦情

(1)　当施設ご利用者相談・苦情担当

南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山　管理者、生活相談員　　℡　0267-91-1155

(2)　第三者委員（オンブズマン）

油 井　信 隆	様	川上村児童民生委員	℡　0267-97-2849
田 中 夕 美 子	様	川上村児童民生委員	℡　0267-97-2449
小　山　恵　一	様	南牧村児童民生委員	℡　0267-98-8364
有 坂 し げ 子	様	南牧村児童民生委員	℡　0267-98-2573
大　工　原　一	様	ＪA長野八ヶ岳	℡　0267-91-1101

(3)　本事業所で解決できない苦情等は下記機関に申し出ることができます。

1)　長野県福祉サービス運営適正化委員会　　℡　026-226-2210

2)　国民健康保険団体連合会　　℡　026-238-1580

3)　市町村役場

・南牧村　　℡　0267-96-2211

・北杜市　　℡　0551-42-1111

4)　南牧村地域包括支援センター　　℡　0267-96-1177

13　運営推進会議

（1）　事業者は、事業所が提供している内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスを提供することで、サービスの質を確保することを目的として、「運営推進会議」を設置します。

（2）　利用者・家族/地域住民の代表者/村職員又は地域包括支援センター職員/サービスに関する有識者を構成員とする

（3）　開催頻度はおおむね6月に1回とし、事業所はサービスの提供状況を報告し、会議による評価をうけ、必要な要望・助言等を聞く機会を設け、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表する。

指定介護予防通所介護サービスの提供にあたり、利用者に対して重要事項について本書面に基づいて説明をしました。

事業者　　所在地　　長野県南佐久郡南牧村大字野辺山65-3

名称　　南牧村デイサービスセンター野辺山

説明者　　職　名

氏　名

私は、事業者から指定介護予防通所介護サービスについての重要事項について本書面により説明を受けました。

利用者

住　所

氏　名

代理人

住　所

氏　名

（続柄）